



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年5月19日火曜日 第106号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... (人事課) ... 390

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正..... (") ... 391

指定自立支援医療機関の指定..... (健康増進課) ... 392

指定自立支援医療機関の所在地の変更..... (") ... 392

指定自立支援医療機関の名称の変更..... (") ... 392

農用地利用配分計画の認可..... (農政課農地・担い手対策室) ... 392

土地改良区清算人の退職の届出..... (農地整備課) ... 393

漁業の許可又は起業の認可の申請期間..... (水産課) ... 393

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 393

道路の区域変更(県道興居島循環線)..... (中予地方局管理課) ... 393

道路の区域変更(県道無月宇和島線)..... (南予地方局管理課) ... 394

道路の供用開始(")..... (") ... 394

医師の指定..... (福祉総合支援センター) ... 394

指定医師の所在地の変更..... (") ... 395

指定医師の辞退の届出..... (") ... 395

公 告

毒物劇物取扱者試験の実施..... (薬務衛生課) ... 396

教育委員会告示

博物館の登録事項の変更..... (社会教育課) ... 397

正 誤

平成31年4月5日付け第3066号愛媛県告示第294号(土地改良区清算人の就職の届出)中..... (農地整備課) ... 397

告 示

○愛媛県告示第551号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成5年4月愛媛県告示第576号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,981円	13,342円	20歳未満	4,900円	13,285円

20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,342円

20歳以上25歳未満	5,484円	13,285円
25歳以上30歳未満	6,010円	14,249円
30歳以上35歳未満	6,389円	17,285円
35歳以上40歳未満	6,760円	19,052円
40歳以上45歳未満	7,042円	21,399円
45歳以上50歳未満	7,086円	23,304円
50歳以上55歳未満	6,913円	25,232円
55歳以上60歳未満	6,424円	24,797円
60歳以上65歳未満	5,221円	19,769円
65歳以上70歳未満	3,960円	14,997円
70歳以上	3,960円	13,285円

○愛媛県告示第552号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>166,950円</u> を超えるときは、 <u>166,950円</u> ）	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>165,150円</u> を超えるときは、 <u>165,150円</u> ）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合） <u>は、当該介護に要する費用として支出された額が72,990円以下であるときに限る。</u> ）。	月額 <u>72,990円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合） <u>は、当該介護に要する費用として支出された額が70,790円以下であるときに限る。</u> ）。	月額 <u>70,790円</u> （新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する	1 一の月に介護に要する費用を支出して	その月における介護に要する費用として支出	随時介護を要する	1 一の月に介護に要する費用を支出して	その月における介護に要する費用として支出

状態	介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	された費用の額（その額が83,480円を超えるときは、83,480円）	状態	介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	された費用の額（その額が82,580円を超えるときは、82,580円）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が36,500円以下であるときに限る。）。	月額36,500円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合においては、当該介護に要する費用として支出された額が35,400円以下であるときに限る。）。	月額35,400円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月においては、介護に要する費用として支出された額）

○愛媛県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
おおくぼこどもクリニック	大洲市徳森2264 - 8	大久保 一宏	精神通院医療	令和2年5月1日
みやざきメンタルクリニック	西条市大町1699番地3 エストソレイユ紺屋町204	宮崎 大輔	精神通院医療	令和2年5月1日
つばさ薬局	喜多郡内子町内子778番地1	株式会社Realize	精神通院医療（薬局）	令和2年4月1日
すずね薬局	大洲市徳森2264 - 11	有限会社ケンシンファーマシー	精神通院医療（薬局）	令和2年5月1日
レデイ薬局藤原店	松山市真砂町114番地1	株式会社レデイ薬局	精神通院医療（薬局）	令和2年5月1日

○愛媛県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
ダイヤサービス	松山市立花1丁目10番20号	松山市中村2丁目7-23	令和元年12月1日
訪問看護ステーションまわりみち	松山市溝辺町甲704番地	松山市溝辺町甲659番地	令和2年4月21日
訪問看護ステーションゆらり	宇和島市保手5丁目1番16号	宇和島市宮下甲853番地1	令和2年4月22日

○愛媛県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

名 称		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
医療法人ドクターババキッズクリニックババ	キッズクリニックDr.ババ	令和元年10月1日

○愛媛県告示第556号

令和2年4月30日に農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から認可申請のあった農用地利用配分計画を、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定に基づき認可した。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在及び地番	面積 (㎡)
矢野 登	愛媛県東温市	愛媛県東温市上村字松ノ花甲746番ほか4筆	4,816

2 認可年月日

令和2年5月11日

○愛媛県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、清算法人朝倉村土地改良区から次のとおり清算人が退職した旨の届出があった。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

氏名	住所
清水重鬼	今治市古谷甲95番地1
越智友雄	今治市朝倉上甲2052番地4
越智存	今治市朝倉上甲87番地
曾我部洋三	今治市朝倉上甲693番地
渡辺隆弘	今治市朝倉上甲920番地
越智修三	今治市朝倉上甲1509番地1
加藤和敏	今治市朝倉上甲1096番地3
渡邊正記	今治市朝倉上甲2787番地2
永井房一	今治市朝倉南甲374番地
長井三造	今治市朝倉南乙113番地7
仙波洋二	今治市朝倉南甲312番地
武田博志	今治市朝倉北甲368番地
白石良光	今治市朝倉下甲820番地1
南條泉	今治市朝倉下甲1182番地
南條紀男	今治市朝倉下甲1179番地
越智等	今治市山口甲203番地2
窪田悟師	今治市古谷甲759番地3
越智修二	今治市朝倉上甲2154番地
阿部正人	今治市朝倉北甲434番地
白石浩二	今治市朝倉下甲917番地2

○愛媛県告示第558号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起

○愛媛県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和2年5月19日から6月1日まで

○愛媛県告示第559号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所及び町役場において縦覧に供する。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

森田

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱20号までを順次結んだ線及び標柱20号と標柱1号を町道森田線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町		地番	標柱
上浮穴郡久万高原町	二名	甲1763番1	1号、2号
		乙713番	3号、4号、5号
		乙712番	6号、7号
		乙711番2	8号
		乙711番1	9号、10号
		乙709番	11号
		甲1742番1	12号
		甲1730番	13号、14号、16号、17号
		甲1729番2	15号
		甲1723番1	18号
		甲1748番	19号
		甲1747番	20号

立目（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）立目の項で指定した標柱4号と標柱3号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
宇和島市	吉田町南君	立目	2072番	8号
		石ノ元	2133番1	9号、10号
		立目	2089番	11号

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	興居島循環線	松山市泊町甲145番15から 同町甲145番12まで	旧	メートル 11.0~21.8	キロメートル 0.057	
			新	13.1~21.8	0.057	

○愛媛県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	無月宇和島線	宇和島市三浦東676-18地先から 同市三浦東675-12地先まで	旧	メートル 4.2~15.1	キロメートル 0.110	
		宇和島市三浦東676-18地先から 同市三浦東675-12地先まで	新	10.4~19.1	0.110	

○愛媛県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	無月宇和島線	宇和島市三浦東676-18地先から 同市三浦東675-12地先まで	令和2年5月19日

○愛媛県告示第563号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小児科	おおくぼこどもクリニック	大久保一宏	大洲市徳森2264-8	令和2年5月1日
肢体不自由	整形外科	公立学校共済組合四国中央病院	井上和正	四国中央市川之江町2233番地	令和2年5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害	外科	公立学校共済組合四国中央病院	山本正樹	四国中央市川之江町2233番地	令和2年5月1日
肢体不自由	小児科	公立学校共済組合四国中央病院	中矢隆大	四国中央市川之江町2233番地	令和2年5月1日
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	血液内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山之内純	東温市志津川	令和2年5月1日
肢体不自由、音声・言語・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障害	循環器内科	おちクリニック内科・循環器内科	越智耕平	今治市馬越町1丁目2番28号	令和2年5月1日
肢体不自由、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	曾我部恭成	西条市朔日市269番地1	令和2年5月1日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器腫瘍外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	恵木浩之	東温市志津川	令和2年5月1日

肢 体 不 自 由	形 成 外 科	住 友 別 子 病 院	阿 部 な つ み	新 居 浜 市 王 子 町 3 番 1 号	令 和 2 年 5 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	飯 森 宏 仁	東 温 市 志 津 川	令 和 2 年 5 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	定 成 裕 子	東 温 市 志 津 川	令 和 2 年 5 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	岡 亮 太 郎	東 温 市 志 津 川	令 和 2 年 5 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	丹 啓 紀	東 温 市 志 津 川	令 和 2 年 5 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	廣 畑 俊 哉	東 温 市 志 津 川	令 和 2 年 5 月 1 日
視 覚 障 害	眼 科	国 立 大 学 法 人 愛 媛 大 学 医 学 部 附 属 病 院	森 優 希	東 温 市 志 津 川	令 和 2 年 5 月 1 日
じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌 尿 器 科	愛 媛 県 立 今 治 病 院	大 野 毅	今 治 市 石 井 町 4 丁 目 5 番 5 号	令 和 2 年 5 月 1 日

○愛媛県告示第564号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
藤 田 勝	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町2丁目1番37号	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	令和2年4月1日
佐 藤 秀 樹	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	市立大洲病院	大洲市西大洲甲570番地	令和2年4月1日
藤 井 昭	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	地域医療支援病院喜多医師会病院	大洲市東大洲1563-1	令和2年4月1日
加 藤 高 英	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村7丁目1-6	令和2年4月1日
西 原 江 里 子	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3丁目1-1	令和2年4月1日
藤 原 拓 矢	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	社会医療法人石川記念会HITO病院	四国中央市上分町788-1	令和2年4月1日
岡 智 哉	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	令和2年4月1日
井 上 仁	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	愛媛県立今治病院	今治市石井町4丁目5-5	令和2年4月1日
中 尾 恭 久	地域医療支援病院喜多医師会病院	大洲市東大洲1563-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和2年4月1日
兵 頭 和 樹	愛南町国保一本松病院附属内海診療所	南宇和郡愛南町柏382	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	令和2年4月1日
嶋 本 純 也	市立宇和島病院	西予市宇和町卯之町1-246	愛南町国保一本松病院	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	令和2年4月1日
高 木 太 郎	愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷3丁目1-1	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和2年4月1日
池 川 泰 民	医療法人住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	令和2年4月1日
奥 野 周 蔵	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	医療法人住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	令和2年4月1日

○愛媛県告示第565号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和2年5月19日

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
心臓・じん臓機能障害	循環器科	白石循環器科	白石昌之	四国中央市金生町下分794-1	令和2年4月2日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小児科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	相原香織	東温市志津川	令和2年4月2日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小児科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	今井琴美	東温市志津川	令和2年4月2日
視覚障害	眼科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	水戸毅	東温市志津川	令和2年4月2日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	田中武道	東温市志津川	令和2年4月2日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	消化器外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	竜田恭介	東温市志津川	令和2年4月2日
ぼうこう又は直腸機能障害	消化器腫瘍外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中川祐輔	東温市志津川	令和2年4月2日
ぼうこう又は直腸機能障害	消化器腫瘍外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高木健次	東温市志津川	令和2年4月2日
肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	リハビリテーション科	伊予病院	森本陽介	伊予市八倉906番地5	令和2年4月3日
視覚障害	眼科	住友別子病院	池川泰民	新居浜市王子町3番1号	令和2年4月6日
肢体不自由	整形外科	住友別子病院	塩崎泰之	新居浜市王子町3番1号	令和2年4月6日
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	岡清仁	西条市朔日市269-1	令和2年4月7日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	愛南町国保一本松病院	福岡義人	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	令和2年4月7日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外科	愛南町国保一本松病院	山野徳雄	南宇和郡愛南町一本松5056番地2	令和2年4月7日
心臓機能障害	循環器科	福浦診療所	大川恭矩	南宇和郡愛南町福浦1205番地	令和2年4月7日
肢体不自由、平衡・音声・言語機能障害	脳神経外科	社会医療法人北斗会大洲中央病院	瀬野利太	大洲市東大洲5番地	令和2年4月9日
心臓機能障害	心臓血管外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	増田善逸	今治市喜田村7丁目1番6号	令和2年4月20日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸機能障害	内科	松野町国民健康保険中央診療所	大西慶	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第4	令和2年4月21日
肢体不自由、呼吸器機能障害	小児科	愛媛県立今治病院	山内俊史	今治市石井町4丁目5番5号	令和2年4月27日

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の実施について

愛媛県毒物劇物取扱者試験規則（昭和26年愛媛県規則第26号）第4条第1項の規定により、令和2年毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

令和2年5月19日

愛媛県知事 中村時広

1 試験の日時

令和2年8月5日（水）13時30分

2 試験の場所

愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4-2）

愛媛県薬剤師会館（愛媛県松山市三番町七丁目6-9）

3 受験願書の提出期間

令和2年6月1日（月）から12日（金）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第4号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、次のように登録事項の変更を登録した。

令和2年5月19日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

区 分	登録番号	設置者の名称	名 称	所 在 地	変更の理由	変更登録年月日
変更後	第14号	今治市	今治市村上海賊ミュージアム	今治市宮窪町宮窪1285番地	名称の変更による。	令和2年5月13日
変更前			今治市村上水軍博物館			

正 誤

○正 誤

平成31年4月5日付け第3066号愛媛県告示第294号（土地改良区清算人の就職の届出）中

ページ	箇 所	誤	正
306	表氏名欄中	南 条 泉	南 條 泉
306	表氏名欄中	南 条 紀 男	南 條 紀 男